

はじめに

利益・便益なきリスク

「煙草の副流煙は拒否できるのに、なぜ原発事故由来の放射性物質を拒否したらワガママだと言われるんですか。原発事故で私が何を得失したんですか」

その言葉を電話口で聞いたのは、二〇一一年春のことだった。そのとき、私は被災地向けに支援施設情報を提供するボランティア活動をしていた。そこに電話をかけてきた、郡山市に住む妊婦さんが絞りだすように言ったのが冒頭の言葉だ。

避難や防護などを行って日常を失うよりは、余計なことを考えず安心して生活したほうがよい。当時は私もそう考えていたので、無意識に相手を説得しようという態度を取っていたのかもしれない。しかし電話の向こうから伝わってくる声の震えに触れてハッとさせられた。

彼女が伝えたかったメッセージはおそらく次のようなことだろう。煙草を吸う人はそれによる快樂というベネフィット（利益・便益）を得ている。ワクチンも副作用というリスクがありながらも、免疫獲得というベネフィットを目的としている。しかし自分は原発事故から何のベネフィットも受けていないのに、なぜそのリスクを受け入れると言われなければならないのか。押さえつけられてきた素朴な疑問と悲しみが滲みでていた。

余計なことを考えず安心して生活できることは、原発事故によるベネフィットではない。それは当然の権利なのだ。「原発事故が起きた」という非常事態は、それまでの秩序が割れてしまったような経験だった。目撃した私たちは、それらの破片を拾い集めてなんとか当事者に「日常」を取り戻させようとしていた。しかしそこからこぼれ落ちてしまった権利のかけらを、彼女は指さして教えてくれたのだった。

七年経って日常が戻ったかに見える現在でも、彼女が示してくれたような視点は重要である。それは「福島は危険だ」という意味でもなく、他人の考えを変えたいという啓蒙的な意図でもない。

原発事故が起きて、そこで生じたベネフィットなきリスクをなぜ自分が引き受けて耐えなければならぬのか。その素朴な疑問への応答は、「そもそもそのような問いを抱えないといけないこと自体が間違っている」でしかない。「それは本来、あなたの義務ではない」としか私たちは言えないのではないだろうか。

本書について

これまで、事故後の当事者（本書において当事者とは、原発事故による汚染の影響を受けた人々を広く指す）の行動については、「避難」か「復興」かの二項対立で主に語られてきた。しかし住みつづけた人すべてが、追加被ばくを受け入れることを選んだと果たして言えるだろうか。

事故以降、保護者や子どもたちを支えてきた「保養」という支援活動がある。事故から七年経った現在も、年間延べ一万人以上が支援団体を通して「保養」に参加している。参加者は、福島県の中通り・浜通り地方の子どもや保護者が中心となっている。二〇一一年、一二年をピークに、保養の開催プログラムは年々減っているが、参加者のニーズは横ばいである。「保養」という言葉は、日本では「体を休ませて健康を養うこと」という意味で使われてきた。一九八六年チェルノブイリ原発事故のあと、「心身の健康回復を目的として汚染が少ない地域へ移動するプログラムやその施設」についての情報が日本に輸入された際に、「保養」と訳されると推測される。チェルノブイリ法に定められた、健康増進「оздоровление（アズドラブリーニヤ）」や、サナトリウム・療養所「санатории（サナトリー）」といった単語などが元になっている。事故後の日本でも、保養キャンプ、リフレッシュ・キャンプ、自然体験活動などさまざまな名称を用いながら活動が展開されてきた。本書では、この支援活動に焦点を当てたい。

私が今まで出会った「保養」に参加する方々は、「避難」する方々の気持ちを尊重し、同時に郷土の「復興」も望んでいた。そのうえで、選択権のない子どものために「ベネフィットなきリスクを避けたい」と自ら奔走していた。その当事者の思いや直面している現実を丁寧読みとくことで、安易な二項対立に陥らない議論を行いたい。

本書では、さまざまな立場の方のインタビュを中心し、テーマごとに「保養」を考察していく。本書の見取り図は次のようなものである。

第1章では、そもそも「保養」とは何かを考えていく。第2章では保養参加者、第3章では保養支援者にくつと近寄って、その考え方や背景に光を当てる。

次に、俯瞰的に「保養」を見ていく。第4章では、全国二〇〇以上の団体が行う保養の「課題」を、数字などを用いて明らかにし、帰還が進む中でなぜニーズがなくならないのかを示す。第5章では、保養に関する「制度と権利」について多面的に取り上げる。

そのうえで、原発事故後の複雑な状況について改めて考えていく。第6章では、保養に留まらず「原発事故について語れない」という状況を解きほぐす。第7章では、この問題をめぐる「分断」や「差別」に関する議論の整理を試みる。最後に、子どもたちのインタビュから、保養という新しい支援、選択肢とはどのようなものかをもとめたい。中学生以上の方には伝わるよう分かりやすく書こうと試みたが、第5章の「制度」や第7章の「分断」「差別」など、複雑な問題についてはどうしても細かな議論が多くなってしまう。インタビュ部分のみを読んでいただくなど、それぞれに合った活用をしていただきたい。

いま改めて語るべき「権利」

私が初めて保養を運営した二〇一一年夏、福島市から長野に来た子どもたちの肌は真っ白だった。聞けばほとんど外遊びをさせていないという。

現在はモニタリングポスト²で毎時〇・一五マイクロシーベルト程度（平常時の三・九倍程度）まで下がっているが、最も高い二〇一一年三月一五日は毎時二三マイクロシーベルト（平常時の六〇五倍程度・東北保健福祉事務所駐車場）であった。保養を行った同年七月一日時点では、毎時一・三マイクロシーベルト（平常時の約三四倍程度）ほど。そんな状況の中、夜に行った座談会では、保護者同士が涙を流しながら悩みを打ち明ける場面もあった。後日、川遊びや農業体験を行う子どもたちの写真を保護者に送ったところ、「この夏唯一の思い出です」とお礼のメールが届いた。収穫した大根を持って笑う写真の中の子どもたちは、プログラム初日よりほんの少し日焼けをしていた。

その二ヵ月後の二〇一一年一〇月には、福島市内でとくに放射線量が高かった渡利周辺地区の住民が、「特定避難勧奨地点指定及び賠償に関する要望」³を行っている。当時、福島県内では自治体によって避難の基準が異なっていた。⁴子ども・妊婦のいる世帯については、南相馬市は五〇cm高で毎時二・〇マイクロシーベルト、伊達市では毎時二・七マイクロシーベルト程度といった基準で特定避難勧奨地点の適用がなされていた。渡利地区の住民はこれと同じ基準にしたがって「避難か在住かを選択する権利」を要望した

が、県庁所在地である福島市では適用が見送られた。

この七年間、「避難か在住かを選択する権利」に限らず、さまざまな権利をめぐる活動や支援が行われてきた。私は原発事故が起きた二〇一一年三月から、保養、子育て相談会、避難者支援、中間支援、測定や除染や法律相談会への協力など、「支援」を行ってきた。ボランティアとして、保養中間支援団体「リフレッシュサポーター」や、複数の全国ネットワークの運営をしながら、主に子どもを持つ保護者、妊婦、女性、子どもたちと向き合ってきた。そして、「支援を続けてほしい」という保護者たちの声と、「風評被害や差別を起こすから支援をやめるべきである」という第三者からかけられる声の間で揺れてきた。

しかしそもそもは、事故によって「権利」が侵害されたことがすべての始まりだったのである。一人ひとりが、「不当」にリスクを押しつけられない権利を持っているはずだというのが、私の根本にある考え方である。いま改めて、原発事故で失われた権利のかけらを、保養を通じてつづりたい。

保養は、事故後に生まれた支援や活動の一つの側面である。そのほか福島県内外で当事者の方々による素晴らしい活動や支援が多く存在する。本書は「保養」という新しい支援が、権利を守るための一つの選択肢をつくったことを記録するものである。